各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (中国産レイシ (ライチ)の4-クロルフェノキシ酢酸)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号(最終改正:令和元年6月6日付け薬生食輸発0606第1号)により通知したところである。

今般、中国産レイシ(ライチ)の4-クロルフェノキシ酢酸について、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

記

別添1の中国の項中、

Г						
	製品検査の	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けるこ
	対象食品等					とを命ずる具体
						的理由
	レイシ(ラ		4-クロルフ	別表1の3による	平成17年1月24日	基準値 (0.02ppm)
	イチ)及び		エノキシ酢酸	こと。	付け食安発第0124	を超える4-ク
	その加工品				001号「食品に残	ロルフェノキシ
	(簡易な加工				留する農薬、飼料	酢酸が検出され
	に限る。)				添加物又は動物用	るおそれがある
					医薬品の成分であ	ため。
					る物質の試験法に	
					ついて」によるこ	
					と。	

を削除する。